二　後部反射器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（再帰反射材）

第211条の２　（略）

２～４　（略）

５　再帰反射材（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　再帰反射材を自動車に取り付けた状態において、当該再帰反射材が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、反射光の色及び明るさに係る基準に適合すること。

二　再帰反射材が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に再帰反射材の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（制動灯）

第212条　（略）

２　（略）

３　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～四　（略）

五　制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。

六～九　（略）

４　（略）

５　制動灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　制動灯を自動車に取り付けた状態において、当該制動灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　制動灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に制動灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（補助制動灯）

第213条　（略）

２　（略）

３　補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五　（略）

（再帰反射材）

第211条の２　（略）

２～４　（略）

（新設）

（制動灯）

第212条　（略）

２　（略）

３　制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～四　（略）

五　制動灯は、点滅するものでないこと。ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。

六～九　（略）

４　（略）

（新設）

（補助制動灯）

第213条　（略）

２　（略）

３　補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五　（略）